

直方市セーフティネット5号の認定について

セーフティネット等のスムーズな認定を行うべく、以下のとおりご案内します。

1. 押印の廃止について

これまで、本市のセーフティネット等の認定については、事業者の押印を必須としておりましたが、申請者名を自署する場合には押印不要とします。

ただし、代理申請の委任状については、委任者（事業者）の記名・押印を必須とし、受任者（金融機関等）の押印は不要とさせていただきます。

2. セーフティネット等認定用のツールを展開いたします。

申請にあたり、別添「セーフティネット減少率確認表.xlsx」へ認定申請書に記載の金額を入力していただきますと、認定要件を満たしているかご確認いただけます。

また、Excelシートの下欄へ申請する事業者様に記名・押印いただきますと、収支予算書・損益計算書の代わりの「売上額を証明する書類」として使用していただけます。

セーフティネット5号 創業1年3か月以上 様式イ-①			
最近3か月間の減少率			
A: 申込時点における最近3か月間の売上高等 B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等			
$\frac{B-A}{B} \times 100 =$		-100 %	
		※減少率5%以上 (単位: 円)	
		5%未満 認定不可!	
最近3か月間の売上			
	A: 申込時点における最近3か月間の売上高等	B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等	
	200,000	100,000	
	200,000	100,000	
	200,000	100,000	減少額
合計	600,000	300,000	-300,000
年 月 日			
上記の内容に相違ありません。			
事業所名: _____			
事業所住所: _____			
代表者氏名: _____ 注意: 自署または記名押印			

←認定要件を満たさない場合、エラーが表示されます。

←認定要件を満たし、かつ、事業者の記名・押印（または自署）が確認できる場合、売り上げ額を証明する書類としてご利用いただけます。

3. よくある問合せ

Q1. 比較する最近3か月間の売上高はいつまで遡って良いか

A1. 事業者様の「申込時点における最近3か月」の売上額で比較します。

例えば、申請月が7月であっても、確定している売り上げが5月であれば、3、4、5月の3か月間の売上高で比較します。なお、月の途中でであっても、その月の売上額が確定している場合（建設業などに多い）は、確定している月で比較可能です。

先月の売上額が確定しているが、売り上げは減少していない。しかし、前々月は大幅に減少しているので、前々月で比較して良いかとのお問い合わせいただきますが、この場合は認定できません。

Q2. 認定窓口は予約制ですか？

A2. 予約は必要ありません。平日8:30~17:00までの間にお越しください。

Q3. 事業所の所在地が確認できる書類は必須ですか？

A3. 必須です。法人は履歴事項全部証明書にて所在地を確認します。

なお、個人事業主の場合に事業所の所在地を確認できる書類として、確定申告書の収支内訳書に記載の事業所所在地にて確認します。

【電子等データの内容を表示しています。】

令和 02 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住 所	福岡県直方市 ●●町1-1	フリガナ	テスト太郎	④	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地	福岡県直方市 ××町2-1	電話番号	(住宅) 0949- (事業所) 0949-		氏 名	(名称)
業種名	△△業	屋 号	〇〇屋	加入団体名	電話番号	

個人事業主の場合の注意点：上記書類の事業所所在地に記載がない場合、「開業届」「事業の許認可証」などの添付が必要です。

なお、年度の途中で住所が変更になった場合は、税務署に届け出た「個人事業の開業・廃業等届出書（移転）」の写しなど、移転したことが分かる書類または現住所が確認できる書類を添付してください。また、申請者氏名が変更になった場合は、免許証の裏書の写しを添付してください。

Q4. 申請書を鉛筆書きの状態を持参して良いか。

A4. 印刷またはボールペン書きの状態でご持参ください。また、市では書類のコピーは行いません。